

令和 7 年度 騒音・振動に係る調査結果

^

環境部環境保全課

目 次

本編

I	自動車騒音調査	1
II	道路交通振動調査	3
III	新幹線鉄道騒音・振動調査	4

資料編

表 1	令和 7 年度 自動車騒音調査結果（環境基準関係）	6
表 2	令和 7 年度 自動車騒音調査結果（要請限度関係）	10
表 3	令和 7 年度 道路交通振動調査結果（要請限度関係）	11
表 4	令和 7 年度 新幹線鉄道騒音・振動調査結果	12
	騒音・振動調査地点図	13
	自動車騒音及び道路交通振動に係る基準	14
	新幹線鉄道騒音の基準及び振動の指針	16
	用語解説	17

I. 自動車騒音調査

1. 調査目的

騒音規制法第18条（常時監視）の規定に基づき、市内の主要道路の自動車騒音に係る環境基準の達成状況、並びに自動車騒音の要請限度の超過状況を把握するための調査を行いました。

2. 調査内容

(1) 調査期間

令和7年11月17日（月）～令和7年11月20日（木）

(2) 調査地点（p13 騒音・振動調査地点図参照）

ア 環境基準

- ・実測による評価区間数…9区間（うち定点評価区間は3区間）
- ・シミュレーションによる評価区間数…66区間

イ 要請限度

- ・調査地点数…4地点

(3) 調査方法

ア 自動車騒音（環境基準）

「環境基本法第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）に定めるところによる。

→1日の平均値（年1回）

イ 自動車騒音（要請限度）

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成12年総理府令第15号）に定めるところによる。

→連続する7日間のうち、代表する3日間の平均値

3. 調査結果

(1) 環境基準

市内主要道路の26路線で、騒音調査結果、交通量、道路形状等を基に調査をした結果、評価対象の全戸数13,079戸のうち12,896戸で環境基準を達成し、環境基準達成率は98.6%でした（令和6年度99.2%）。

（各路線の結果については p6～p8 表1-1 参照）

	評価区間内全戸数	環境基準達成戸数	環境基準達成率
昼間	13,079戸	12,978戸	99.2%
夜間		12,910戸	98.7%
昼間・夜間		12,896戸	98.6%

注）「昼間・夜間」は、昼間及び夜間ともに環境基準を達成した戸数及びその割合を示す。

「昼間」は6時から22時まで、「夜間」は22時から翌朝6時までの間をいう。

調査区間 9 区間（定点 3 区間、ローテーション 6 区間）で調査をした結果、評価対象の全戸数 863 戸のうち、746 戸で環境基準を達成し、環境基準達成率は 86.4%でした（令和 6 年度 99.7%）。

（評価区間別の結果については p9 表 1－2 参照）

	評価区間内全戸数	環境基準達成戸数	環境基準達成率
昼間	863 戸	804 戸	93.2%
夜間		746 戸	86.4%
昼間・夜間		746 戸	86.4%

注）「昼間・夜間」は、昼間及び夜間ともに環境基準を達成した戸数及びその割合を示す。

「昼間」は 6 時から 22 時まで、「夜間」は 22 時から翌朝 6 時までの間をいう。

調査区間 3 区間（定点）で調査をした結果、評価対象の全戸数 463 戸のうち 455 戸で環境基準を達成し、環境基準達成率は 98.3%でした（令和 6 年度 97.8%）。

	評価区間内全戸数	環境基準達成戸数	環境基準達成率
昼間	463 戸	455 戸	98.3%
夜間		455 戸	98.3%
昼間・夜間		455 戸	98.3%

注）「昼間・夜間」は、昼間及び夜間ともに環境基準を達成した戸数及びその割合を示す。

「昼間」は 6 時から 22 時まで、「夜間」は 22 時から翌朝 6 時までの間をいう。

（2）要請限度

調査地点 4 地点のうち、いずれの時間帯においても要請限度を超過した地点はありませんでした。（調査地点別の結果については p10 表 2 参照）

Ⅱ. 道路交通振動調査

1. 調査目的

道路交通振動の要請限度の超過状況を把握するため、市内の主要道路において調査を行いました。

2. 調査内容

(1) 調査期間

令和7年11月17日（月）～令和7年11月18日（火）

(2) 調査地点（p13 騒音・振動調査地点図参照）

調査地点数…4地点

(3) 調査方法

「振動規制法施行規則第12条」（昭和51年総理府令第58号）に定めるところによる。

3. 調査結果

調査地点4地点のうち、いずれの時間帯においても要請限度を超過した地点はありませんでした。（調査地点別の結果については p11 表3 参照）

Ⅲ. 新幹線鉄道騒音・振動調査

1. 調査目的

新幹線鉄道の沿線における騒音・振動について「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」(昭和50年7月29日環境庁告示第46号)に基づく環境基準及び「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」(昭和51年3月12日環大特第32号)に基づく指針値の達成状況を把握するため、調査を行いました。

2. 調査内容

(1) 調査期間

騒音：令和7年5月26日(月)、令和7年5月27日(火)、
令和7年6月2日(月)

振動：令和7年5月28日(水)

(2) 調査地点 (p13 騒音・振動調査地点図参照)

ア 騒音

市内4地点(測定地点側の軌道中心から25m地点及び50m地点)

イ 振動

市内1地点(測定地点側の軌道中心から12.5m及び25m地点)

(3) 調査方法

ア 騒音

昭和50年7月29日付け環境庁告示第46号「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」及び昭和50年10月3日付け環大特第100号環境庁大気保全局長通知「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」に定めるところによる。

イ 振動

昭和51年3月12日付け環大特第32号「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」に定めるところによる。

3. 調査結果

(1) 騒音

4 地点（1 地点あたり 2 か所）で調査をした結果、1 地点を除き、3 地点で環境基準を達成しました（令和 6 年度と同様）。

（調査地点別の結果については p12 表 4 参照）

測定場所	騒音レベル（d B）				環境基準 （d B）	類型
	令和7年度		令和6年度			
	2 5 m	5 0 m	2 5 m	5 0 m		
花中町	6 6	6 4	6 9	6 7	7 5	Ⅱ
小池町	7 0	6 4	6 9	6 4	7 0	I
山田三番町	7 2	6 8	7 2	6 8	7 0	I
二川町字南裏	7 2	6 9	7 3	7 0	7 5	Ⅱ

（注）1  は、環境基準を超過していることを示す。

2 距離は調査地点側の軌道中心からの距離を示している。

3 地域類型の区分は次のとおりである。

- （1）Ⅰ類型は、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域
- （2）Ⅱ類型は、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

(2) 振動

令和 6 年度に引き続き、振動指針値を満足していました。

（調査地点別の結果については p12 表 4 参照）

表1-1 令和7年度自動車騒音調査結果(環境基準関係 シミュレーション含む)

道路名	調査地点	評価区間			調査期間	騒音レベル (LAeq) (dB)		環境基準達成 戸数(戸)			調査区間 内全戸数 (戸)	環境基準達成率 (%)		
		起点	終点	区間 延長 (km)		昼間	夜間	昼間	夜間	昼夜		昼間	夜間	昼夜
一般国道1号	※	豊橋市東細谷町	豊橋市東細谷町	0.7				8	5	5	9	88.9%	55.6%	55.6%
一般国道1号	※	豊橋市東細谷町	豊橋市豊清町	2.3				22	22	22	22	100.0%	100.0%	100.0%
一般国道1号	※	豊橋市豊清町	豊橋市三弥町	0.5				16	16	16	16	100.0%	100.0%	100.0%
一般国道1号	※	豊橋市三弥町	豊橋市大岩町	2.0				132	138	132	140	94.3%	98.6%	94.3%
一般国道1号	※	豊橋市大岩町	豊橋市大岩町	2.0				261	264	261	266	98.1%	99.2%	98.1%
一般国道1号	※	豊橋市大岩町	豊橋市岩屋町	1.2				185	189	185	191	96.9%	99.0%	96.9%
一般国道1号		豊橋市飯村町	豊橋市三ノ輪町	1.0	11/17 ~ 11/18	73	68	148	148	148	156	94.9%	94.9%	94.9%
一般国道1号		豊橋市三ノ輪町	豊橋市三ノ輪町	1.1	11/17 ~ 11/18	69	64	200	200	200	200	100.0%	100.0%	100.0%
一般国道1号	※	豊橋市三ノ輪町	豊橋市八町通	1.4				437	437	437	437	100.0%	100.0%	100.0%
一般国道1号	※	豊橋市八町通	豊橋市八町通	0.9				284	284	284	284	100.0%	100.0%	100.0%
一般国道1号	※	豊橋市八町通	豊橋市関屋町	0.3				63	63	63	63	100.0%	100.0%	100.0%
一般国道1号		豊橋市関屋町	豊橋市下地町	0.7	11/17 ~ 11/18	73	68	107	107	107	107	100.0%	100.0%	100.0%
一般国道1号	※	豊橋市下地町	豊橋市下五井町	2.1				102	102	102	106	96.2%	96.2%	96.2%
一般国道23号	※	豊橋市八町通	豊橋市大橋通	0.7				376	376	376	376	100.0%	100.0%	100.0%
一般国道23号	※	豊橋市大橋通	豊橋市絹田町	0.3				252	252	252	252	100.0%	100.0%	100.0%
一般国道23号	※	豊橋市絹田町	豊橋市花田町	0.2				52	52	52	52	100.0%	100.0%	100.0%
一般国道23号	※	豊橋市花田町	豊橋市新栄町	1.2				132	132	132	132	100.0%	100.0%	100.0%
一般国道23号	※	豊橋市新栄町	豊橋市新栄町	0.4				54	54	54	54	100.0%	100.0%	100.0%
一般国道23号	※	豊橋市清須町	豊橋市日色野町	1.3				33	33	33	33	100.0%	100.0%	100.0%
一般国道23号	※	豊橋市日色野町	豊橋市前芝町	0.8				109	109	109	109	100.0%	100.0%	100.0%
一般国道23号		豊橋市前芝町	豊橋市梅蔵町	1.0	11/17 ~ 11/18	70	66	115	115	115	115	100.0%	100.0%	100.0%
一般国道23号	※	豊橋市東細谷町	豊橋市細谷町	2.6				3	3	3	3	100.0%	100.0%	100.0%
一般国道23号	※	豊橋市細谷町	豊橋市小島町	1.3				6	6	6	6	100.0%	100.0%	100.0%
一般国道23号		豊橋市小島町	豊橋市小島町	0.5	11/19 ~ 11/20	57	53	2	2	2	2	100.0%	100.0%	100.0%
一般国道23号	※	豊橋市小島町	豊橋市寺沢町	0.8				2	2	2	2	100.0%	100.0%	100.0%
一般国道23号	※	豊橋市寺沢町	豊橋市東七根町	1.8				22	22	22	22	100.0%	100.0%	100.0%
一般国道23号	※	豊橋市東七根町	豊橋市東七根町	0.3				1	1	1	1	100.0%	100.0%	100.0%
一般国道23号	※	豊橋市東七根町	豊橋市野依町	1.5				31	31	31	31	100.0%	100.0%	100.0%
一般国道23号	※	豊橋市野依町	豊橋市野依町	0.4				4	4	4	4	100.0%	100.0%	100.0%
一般国道23号	※	豊橋市野依町	豊橋市野依町	0.5				7	7	7	7	100.0%	100.0%	100.0%
一般国道23号	※	豊橋市野依町	豊橋市野依町	0.2				3	3	3	3	100.0%	100.0%	100.0%
一般国道23号	※	豊橋市野依町	豊橋市野依台	0.9				24	24	24	24	100.0%	100.0%	100.0%
一般国道23号		豊橋市野依台	豊橋市野依町	0.4	11/19 ~ 11/20	60	58	22	22	22	22	100.0%	100.0%	100.0%
一般国道23号	※	豊橋市野依町	豊橋市大清水町	0.3				24	17	17	24	100.0%	70.8%	70.8%
一般国道23号		豊橋市大清水町	豊橋市大崎町	1.5	11/19 ~ 11/20	63	61	148	90	90	199	74.4%	45.2%	45.2%

注) 1: ※印は騒音調査結果、交通量、道路状況等を基にシミュレーションにより環境基準達成戸数等を評価した。
2. 調査道路同士の交差点付近の戸数を双方の調査区間に含むため、調査区間内の合計戸数は今回調査を行った戸数全体の数と一致しない。

表1-1 令和7年度自動車騒音調査結果(環境基準関係 シミュレーション含む)

道路名	調査地点	評価区間			調査期間	騒音レベル (LAeq) (dB)		環境基準達成 戸数(戸)		調査区間 内全戸数 (戸)	環境基準達成率 (%)			
		起点	終点	区間 延長 (km)		昼間	夜間	昼間	夜間		昼夜			
	※	豊橋市船渡町	豊橋市大山町	0.7				2	1	1	2	100.0%	50.0%	50.0%
一般国道23号	※	豊橋市大山町	豊橋市大山町	0.2				24	24	24	24	100.0%	100.0%	100.0%
一般国道23号	※	豊橋市大山町	豊橋市大山町	0.2				3	3	3	3	100.0%	100.0%	100.0%
一般国道23号	※	豊橋市神野新田町	豊橋市神野新田町	1.6				274	271	271	280	97.9%	96.8%	96.8%
一般国道23号	※	豊橋市神野新田町	豊橋市神野新田町	0.7				38	38	38	38	100.0%	100.0%	100.0%
一般国道23号	※	豊橋市神野新田町	豊橋市神野新田町	1.9				6	6	6	6	100.0%	100.0%	100.0%
一般国道23号	※	豊橋市神野新田町	豊橋市富久綿町	1.1				3	2	2	4	75.0%	50.0%	50.0%
一般国道23号	豊橋市吉前町	豊橋市富久綿町	豊橋市前芝町	1.1	11/19 ~ 11/20	60	58	21	21	21	21	100.0%	100.0%	100.0%
一般国道23号	※	豊橋市前芝町	豊橋市前芝町	0.3				48	42	42	48	100.0%	87.5%	87.5%
一般国道23号	※	豊橋市前芝町	豊橋市前芝町	0.4				22	16	16	34	64.7%	47.1%	47.1%
一般国道23号	※	豊橋市前芝町	豊橋市前芝町	0.3				4	4	4	4	100.0%	100.0%	100.0%
一般国道247号	※	豊橋市前芝町	豊橋市前芝町	0.2				6	5	5	7	85.7%	71.4%	71.4%
一般国道259号	※	豊橋市駅前大通	豊橋市八町通	0.6				220	220	220	220	100.0%	100.0%	100.0%
豊橋渥美線	※	豊橋市富本町	豊橋市明海町	5.3				1069	1069	1069	1069	100.0%	100.0%	100.0%
豊橋湖西線	※	豊橋市大岩町	豊橋市大岩町	1.0				86	86	86	86	100.0%	100.0%	100.0%
豊橋大知波線	※	豊橋市八町通	豊橋市東田町	0.8				214	214	214	214	100.0%	100.0%	100.0%
東三河環状線	※	豊橋市大山町	豊橋市磯辺下地町	1.6				44	44	44	44	100.0%	100.0%	100.0%
東三河環状線	※	豊橋市西高師町	豊橋市大岩町	4.3				118	118	118	118	100.0%	100.0%	100.0%
東三河環状線	※	豊橋市岩屋町	豊橋市多米西町	3.0				536	536	536	536	100.0%	100.0%	100.0%
平井牟呂大岩線	※	豊橋市南栄町	豊橋市大岩町	3.8				912	912	912	912	100.0%	100.0%	100.0%
清須下地線	※	豊橋市下地町	豊橋市下地町	0.3				78	78	78	79	98.7%	98.7%	98.7%
大山豊橋停車場線	※	豊橋市大山町	豊橋市中郷町	4.4				662	662	662	662	100.0%	100.0%	100.0%
豊橋港線	※	豊橋市神野新田町	豊橋市花田一番町	4.6				1093	1094	1093	1094	99.9%	100.0%	99.9%
豊橋港線	※	豊橋市大橋通	豊橋市大橋通	0.5				166	166	166	166	100.0%	100.0%	100.0%
豊橋豊川線	※	豊橋市下地町	豊橋市大村町	2.5				466	466	466	466	100.0%	100.0%	100.0%
中原東細谷線	※	豊橋市中原町	豊橋市東細谷町	5.1				96	95	95	97	99.0%	97.9%	97.9%
細谷二川線	※	豊橋市細谷町	豊橋市三弥町	4.0				59	59	59	59	100.0%	100.0%	100.0%
小松原二川停車場線	※	豊橋市小松原町	豊橋市大岩町	6.2				535	537	535	538	99.4%	99.8%	99.4%
東七根藤並線	※	豊橋市東七根町	豊橋市天伯町	2.6				69	69	69	69	100.0%	100.0%	100.0%
伊古部南栄線	※	豊橋市伊古部町	豊橋市西高師町	5.6				141	141	141	141	100.0%	100.0%	100.0%
東赤沢植田線	※	豊橋市南大清水町	豊橋市植田町	3.5				308	307	307	308	100.0%	99.7%	99.7%
白鳥豊橋線	※	豊橋市下地町	豊橋市大橋通	0.6				196	196	196	196	100.0%	100.0%	100.0%
豊橋環状線	※	豊橋市東田町	豊橋市つじが丘	2.4				525	525	525	525	100.0%	100.0%	100.0%
豊橋環状線	※	豊橋市東脇	豊橋市新栄町	1.7				618	618	618	618	100.0%	100.0%	100.0%
豊橋環状線	※	豊橋市新栄町	豊橋市三ツ相町	1.0				276	276	276	276	100.0%	100.0%	100.0%

注) 1: ※印は騒音調査結果、交通量、道路状況等を基にシミュレーションにより環境基準達成戸数等を評価した。
2: 調査道路同士の交差点付近の戸数を双方の調査区間に含むため、調査区間内の合計戸数は今回調査を行った戸数全体の数と一致しない。

表1－1 令和7年度自動車騒音調査結果(環境基準関係 シミュレーション含む)

道路名	調査地点	評価区間			調査期間	騒音レベル (L _{Aeq}) (dB)		環境基準達成 戸数(戸)			調査区間 内全戸数 (戸)		環境基準達成率 (%)		
		起点	終点	区間 延長 (km)		昼間	夜間	昼間	夜間	昼夜			昼間	夜間	昼夜
小向町・神野新田町19号線	※	豊橋市小向町	豊橋市神野新田町	2.5				45	45	45	45	45	100.0%	100.0%	100.0%
前田南町・小礪町2号線	※	豊橋市南松山町	豊橋市八町通	1.5				474	474	474	474	474	100.0%	100.0%	100.0%
大國町・住完町1号線	※	豊橋市中郷町	豊橋市往完町	1.0				481	481	481	481	481	100.0%	100.0%	100.0%
明海町・老津町27号線	※	豊橋市明海町	豊橋市老津町	0.7				3	3	3	3	3	100.0%	100.0%	100.0%
大岩町・小松原町55号線		豊橋市大岩町	豊橋市東高田町	0.7	11/17 ～ 11/18	63	54	41	41	41	41	41	100.0%	100.0%	100.0%
合計				115.6				12978	12910	12896	13079	13079	99.2%	98.7%	98.6%

注) 1: ※印は騒音調査結果、交通量、道路状況等を基にシミュレーションにより環境基準達成戸数等を評価した。
2: 調査道路同士の交差点付近の戸数を双方の調査区間に含むため、調査区間内の合計戸数は今回調査を行った戸数全体の数と一致しない。

表1－2 令和7年度 自動車騒音調査結果(環境基準関係)

No.	道路名	測定地点	測定期間	騒音レベル (LAeq) (dB)			評価区間			環境基準達成戸 数(戸)			調査区間内 全戸数(戸)			環境基準達成率(%)		
				昼間	夜間	区間 延長 (km)	起点	終点		昼間	夜間	昼夜		昼間	夜間	昼夜		
①	一般国道1号	豊橋市飯村町	11/17～11/18	73	68	1.0	豊橋市岩屋町	豊橋市三ノ輪町		148	148	148	156	94.9	94.9	94.9		
②	一般国道1号	豊橋市三ノ輪町	11/17～11/18	69	64	1.1	豊橋市三ノ輪町	豊橋市三ノ輪町		200	200	200	200	100.0	100.0	100.0		
③	一般国道1号	豊橋市下地町	11/17～11/18	73	68	0.7	豊橋市関屋町	豊橋市下地町		107	107	107	107	100.0	100.0	100.0		
④	一般国道23号	豊橋市梅蔵町	11/17～11/18	70	66	1.0	豊橋市前芝町	豊橋市梅蔵町		115	115	115	115	100.0	100.0	100.0		
⑤	一般国道23号	豊橋市吉前町	11/19～11/20	60	58	1.1	豊橋市富久綿町	豊橋市前芝町		21	21	21	21	100.0	100.0	100.0		
⑥	一般国道23号	豊橋市植田町	11/19～11/20	63	61	1.5	豊橋市大清水町	豊橋市大崎町		148	90	90	199	74.4	45.2	45.2		
⑦	一般国道23号	豊橋市小島町	11/19～11/20	57	53	0.5	豊橋市小島町	豊橋市小島町		2	2	2	2	100.0	100.0	100.0		
⑧	一般国道23号	豊橋市野依町	11/19～11/20	60	58	0.4	豊橋市野依台	豊橋市野依町		22	22	22	22	100.0	100.0	100.0		
⑨	大岩町・小松原町55号線	豊橋市大岩町	11/17～11/18	63	54	0.7	豊橋市大岩町	豊橋市東高田町		41	41	41	41	100.0	100.0	100.0		
										804	746	746	863	93.2	86.4	86.4		

注) 1:騒音レベルの網掛け部分は、環境基準値を超過していることを示す。

(なお、全ての地点において幹線交通を担う道路に近接する空間における基準値(昼間70dB、夜間65dB)との比較である。

2:「環境基準達成戸数」及び「環境基準達成率」における「昼夜」の欄は、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等に係る戸数及び率を指す。

表2 令和7年度 自動車騒音調査結果(要請限度関係)

No.	道路名	測定地点	測定期間	騒音レベル (LAeq) (dB)		用途 地域	区域 区分	要請限度 昼間(夜間) (dB)
				昼間	夜間			
a	一般国道1号	豊橋市飯村町字茶屋	11/17～11/20	73	68	3	b	75(70)
b	一般国道1号	豊橋市下地町字瀬上		73	68	5	c	75(70)
c	一般国道23号	豊橋市野依町字森下		64	63	7	b	75(70)
d	一般国道23号	豊橋市前芝町字宇塚		64	59	5	c	75(70)

注) 1: 自動車騒音については、全ての地点において要請限度を超過していない。
 なお、全ての地点において幹線交通を担う道路に近接する区域における限度(昼間75dB、夜間70dB)との比較である

2: 「用途地域」 1→第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域
 2→第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
 3→第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
 4→近隣商業地域、商業地域
 5→準工業地域、工業地域
 6→工業専用地域
 7→都市計画区域内で用途地域で定められていない地域(市街化調整区域)

3: 「区域区分」 a・・・第一種及び第二種低層住居専用地域、第一種及び第二種中高層住居専用地域
 b・・・第一種及び第二種住居地域、準住居地域、市街化調整区域
 c・・・近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

表3 令和7年度 道路交通振動調査結果(要請限度関係)

No.	道路名	測定地点	測定期間	振動レベル (L10)(dB)		用途 地域	区域 区分	要請限度 昼間(夜間) (dB)
				昼間	夜間			
a	一般国道1号	豊橋市飯村町字茶屋	11/17～11/18	34	28	3	1	65(60)
b	一般国道1号	豊橋市下地町字瀬上		43	37	5	2	70(65)
c	一般国道23号	豊橋市野依町字森下		46	45	7	2	70(65)
d	一般国道23号	豊橋市前芝町字字塚		38	34	5	2	70(65)

注) 1: 道路交通振動については、全ての地点において要請限度を超過していない。

2: 「用途地域」

- 1→第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域
- 2→第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
- 3→第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
- 4→近隣商業地域、商業地域
- 5→準工業地域、工業地域
- 6→工業専用地域
- 7→都市計画区域内で用途地域の定められていない地域(市街化調整区域)

3: 「区域区分」

- 1・・・第一種及び第二種低層住居専用地域、第一種及び第二種中高層住居専用地域
第一種及び第二種住居地域、準住居地域
- 2・・・市街化調整区域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

表4 令和7年度 新幹線鉄道騒音・振動調査結果

(騒音)

No.	測定場所	用途地域 (地域類型)	測定地点 側の軌道	測定 年月日	列車 速度 (km/h)	騒音測定結果			環境基準 (dB)
						25m (dB)	50m (dB)		
I	豊橋市花中町	準工業地域(Ⅱ)	上り	R7.5.26	237	66	64		75
Ⅱ	豊橋市小池町	第一種住居地域(Ⅰ)	下り	R7.5.26	257	70	64		70
Ⅲ	豊橋市山田三番町	第一種住居地域(Ⅰ)	下り	R7.5.27	252	72	68		70
Ⅳ	豊橋市二川町字南裏	工業地域(Ⅱ)	下り	R7.6.2	271	72	69		75

注) 騒音測定結果の網掛け部分は、環境基準を超過していることを示す。

(振動)

No.	測定場所	用途地域 (地域類型)	測定地点 側の軌道	測定 年月日	列車 速度 (km/h)	振動測定結果		振動 指針値 (dB)
						12.5m (dB)	25m (dB)	
Ⅲ	豊橋市山田三番町	第一種住居地域(Ⅰ)	下り	R7.5.28	258	60	56	70

騒音・振動調査地点図

自動車騒音・道路交通振動調査（要請限度）

No.	路線名	測定地点
a	一般国道1号	飯村町字茶屋
b	一般国道1号	下地町字瀬上
c	一般国道23号	野依町字森下
d	一般国道23号	前芝町字宇塚

新幹線鉄道騒音・振動

No.	測定地点
I	花中町
II	小池町
III	山田三番町
IV	二川町字南裏

自動車騒音（環境基準）

No.	路線名	測定地点
1	一般国道1号	飯村町字茶屋
2	一般国道1号	三ノ輪町字本興寺
3	一般国道1号	下地町字瀬上
4	一般国道23号	梅薮町字西神
5	一般国道23号	吉前町字東吉前新田
6	一般国道23号	植田町字一本木
7	一般国道23号	小島町字蛭藻
8	一般国道23号	野依町字西山
9	大岩町・小松原町55号線	大岩町字車田

自動車騒音及び道路交通振動に係る基準

1 自動車騒音に係る基準

(1) 道路に面する地域に係る環境基準

環境基本法第16条第1項に基づくもので、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準

地 域 類 型			基 準 値		幹線交通を担う道路に 近接する空間
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	左記のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する地域	昼間	60dB以下	昼間 70dB以下 夜間 65dB以下 (全地域共通) ※備考参照
	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域		夜間	55dB以下	
B	第1種住居地域 第2種住居地域	左記のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する地域	昼間	65dB以下	
	準住居地域 市街化調整区域		夜間	60dB以下	
C	近隣商業地域 商業地域	左記のうち、車線を有する道路に面する地域	昼間	65dB以下	
	準工業地域 工業地域		夜間	60dB以下	

※備考

個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45 dB以下、夜間にあっては40 dB以下)によることができる。

(2) 自動車騒音の要請限度

騒音規制法第17条第1項に基づくもので、自動車騒音により道路の周辺地域の生活環境が著しく損なわれていると認められるとき、市町村長が県公安委員会に対して道路交通法の規定による措置をとるよう要請する際の基準

区 域 区 分			道路に面する地域		幹線交通を担う道路に近接する区域
			1 車線	2 車線以上	
a	第 1 種低層住居専用地域	昼間	6 5 d B	7 0 d B	昼間 7 5 d B 夜間 7 0 d B (全区域共通)
	第 2 種低層住居専用地域				
	第 1 種中高層住居専用地域	夜間	5 5 d B	6 5 d B	
	第 2 種中高層住居専用地域				
b	第 1 種住居地域	昼間	6 5 d B	7 5 d B	
	第 2 種住居地域				
	準住居地域	夜間	5 5 d B	7 0 d B	
	市街化調整地域				
c	近隣商業地域	昼間	7 5 d B		
	商業地域				
	準工業地域	夜間	7 0 d B		
	工業地域				

注) (1)、(2) 共通

1 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

①高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道は4車線以上の区間)

②一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1号に定める自動車専用道路

2 「幹線交通を担う道路に近接する空間(区域)」とは、次の車線数の区分に応じた道路端からの距離により特定された範囲をいう。

①2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m

②2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20m

3 時間の区分については、昼間は6時から22時、夜間は22時から翌朝6時

2 道路交通振動に係る基準

道路交通振動の要請限度

振動規制法第16条第1項に基づくもので、道路交通振動により道路の周辺地域の生活環境が著しく損なわれていると認められるとき、市町村長が道路管理者に対して舗装、修繕等の措置をとるよう要請し、又は県公安委員会に対して道路交通法の規定による措置をとるよう要請する際の基準

地 域 区 分		要 請 限 度	
1	第1種・第2種低層住居専用地域	昼間	65dB
	第1種・第2種中高層住居専用地域		
	第1種・第2種住居地域 準住居地域	夜間	60dB
2	市街化調整地域	昼間	70dB
	近隣商業地域 商業地域		
	準工業地域 工業地域	夜間	65dB

注) 時間の区分については、昼間は7時から20時、夜間は20時から翌朝7時

新幹線鉄道騒音の基準及び振動の指針

(1) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準(昭和50年7月29日環境庁告示第46号)

新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型の指定

(昭和52年4月30日愛知県告示第484号)

地域の類型	地域の区分(用途地域)	基準値
I	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、都市計画区域で用途地域の定められていない地域	70dB以下
II	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	75dB以下

(2) 鉄道振動に係る指針(昭和51年3月12日付け環大特第32号「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」)

ア 70dBを超える地域について、緊急に振動源及び障害防止対策を講じること。

イ 病院、学校その他特に静穏の保持を要する施設の存する地域については、特段の配慮をするとともに、可及的速やかに措置をとること。

用語解説

1. 環境基準

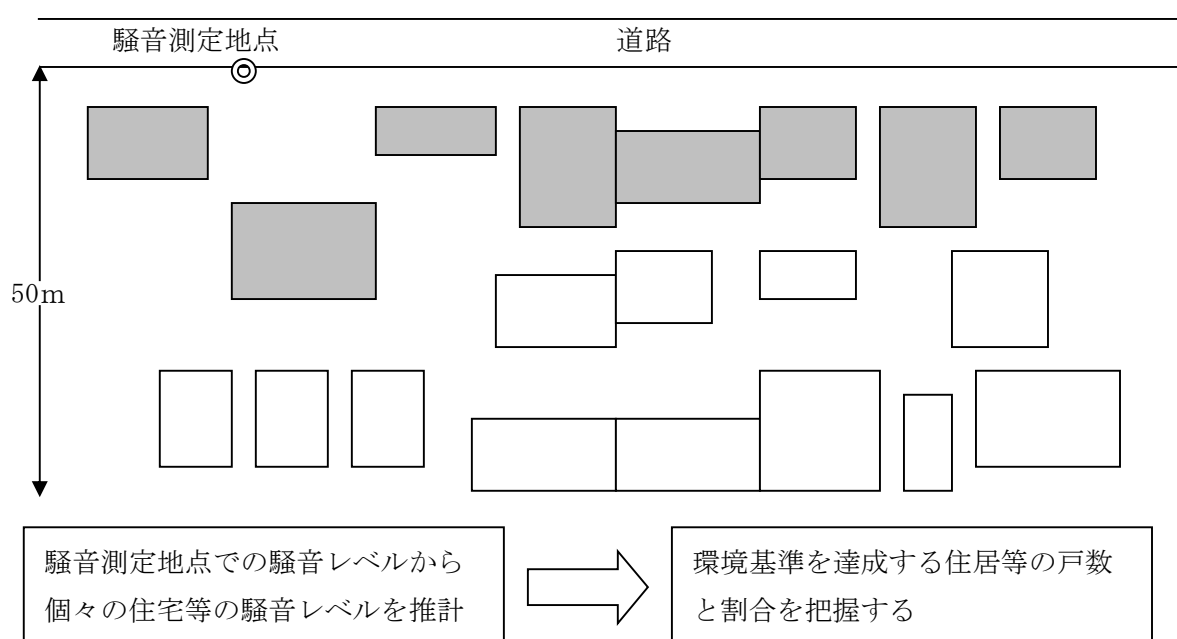
環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で、維持されることが望ましい基準

2. 点的評価

地域を代表する騒音測定地点で等価騒音レベル（LAeq）の測定を行い、基準値と比較する評価方法である。

3. 環境基準の面的評価

道路を一定区間ごとに区切って評価区間を設定し、評価区間内の代表する1地点で等価騒音レベル（LAeq）の測定を行い、その結果を用いて評価区間内にあるすべての住居等について等価騒音レベルの推計を行うことにより環境基準を達成する戸数とその割合を把握する評価方法である。



※塗りつぶしは環境基準非達成、それ以外は環境基準達成の建物とする。

$$\begin{aligned}\text{環境基準達成率} &= \text{環境基準達成戸数} (12 \text{ 戸}) \div \text{評価区間内全戸数} (20 \text{ 戸}) \times 100 \\ &= \underline{\underline{60\%}}\end{aligned}$$

4. 等価騒音レベル（LAeq）

変動する騒音レベルをエネルギー的な平均値として示したものである。

5. 要請限度

騒音規制法又は振動規制法の指定地域において、自動車騒音又は道路交通振動が一定の限度を超えていることにより道路の周辺の生活環境が著しく損なわれている場合には、市町村長は都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定により措置をとるべきことや、道路管理者に対し道路交通振動防止のため道路の舗装、修繕等の措置をとるべきことを要請するものとしている。この限度のことを要請限度という。

6. 振動指針値

昭和51年3月に環境庁長官から運輸大臣に対し勧告された「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」において振動対策を講じることとされた値。